

「北海道北方領土教育者会議」 会 則

1. 名称及び事務局

第1条 この会は、北海道北方領土教育者会議と称する。

第2条 この会の事務局は、北方領土復帰期成同盟内に置く。

2. 目的及び事業

第3条 この会は、北方領土教育に係る教職員等のネットワークを作り、北海道における北方領土教育の進展に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、その目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1 教育関係者の情報交換、交流及び啓発活動
- 2 北方領土教育に係る教材等の研究開発
- 3 北方領土教育の実践、普及拡大の推進
- 4 その他この会の目的を達成するために必要な事業。

3. 組 織

第5条 この会の会員は、北方領土教育に関係する教職員及び本会の趣旨に賛同した教育関係者で組織する。

第6条 この会に以下の役員を置く。

・代 表	1名
・幹 事	若干名
・事務局長	1名
・事務局員	1名

第7条 役員の任務

- 1 代表は会を統括する。
- 2 幹事は会の運営をつかさどる。
- 3 事務局長は会務全般を処理する。

第8条 役員の選出

- 1 代表は総会において選出する。
- 2 幹事、事務局長は代表が委嘱する。

第9条 役員の任期

- 1 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 役員は任期満了後も後任者が選出されるまではその職務を行う。

4. 会 議

第10条 この会の運営のため、総会及び幹事会を開催することができる。

- 1 総会は、代表が召集し年1回開催する。但し、召集ができない場合は書面により開催することができる。
- 2 幹事会は、代表、幹事、事務局長で構成し、代表が招集して開催する。また必要に応じて役員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

5. 会 計

第11条 この会の経費は、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第12条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

6. 細 則

第13条 この会則に定めるものの他、会の運営その他に関し必要な事項は代表が別に定める。

附 則

この会則は平成18年2月21日から施行する